

多監発第33号
令和3年11月19日

多良木町議会議長 高橋裕子様

多良木町監査委員 山崎信治
多良木町監査委員 坂口幸法

公の施設の指定管理者の監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

多監発第34号
令和3年11月19日

社会福祉法人つつじヶ丘学園
理事長 栗崎 英雄 様

多良木町監査委員 山 崎 信 治
多良木町監査委員 坂 口 幸 法

公の施設の指定管理者の監査結果について

初冬の候、貴台におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
先日は大変お忙しい中、ご対応頂きまして誠にありがとうございました。
つきましては監査結果を別紙のとおり報告いたします。

指定管理者監査の結果

第1 監査概要

1 監査の対象

多良木学園

(指定管理者：社会福祉法人つつじヶ丘学園、所管課：福祉課)

2 監査実施日

令和3年10月29日(金)

3 対象年度

令和2年度

4 監査方法

多良木学園について、自治法第199条第7項の規定に基づき、事前に提出された管理運営に関する協定書の写し、指定管理者仕様書の写し等により担当課には指定管理事務の適正化、また指定管理者については経営状況及び施設利用の問題点等に重点をおいて聞き取り監査及び現地監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

(1) 名称 社会福祉法人つつじヶ丘学園

(2) 理事長 栗崎 英雄

(3) 所在地 球磨郡あさぎり町須恵字毛谷 4180 番地 1

2 指定管理施設の概要

(1) 名称 多良木町立多良木学園

(2) 所在地 球磨郡多良木町大字黒肥地 6525 番地 38

(3) 施設の種別 児童福祉法第42条に基づく障害児入所施設(福祉型)

(4) 施設規模 構造 木造平屋建

敷地面積 6,077 m²

延床面積 710.08 m²・定員 30 名

3 指定管理の期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日

4 指定管理の業務内容

- (1) 施設運営に関する業務
- (2) 施設の管理に関する業務
- (3) 外部委託等
- (4) その他

5 指定管理料 13,880,000円

6 指定管理に係る収支状況

単位：円

収入決算額	支出決算額	収支差引額
104,505,010	86,047,427	18,457,583

資金収支計算書

(自)令和2年4月1日 (至)令和3年3月31日

(単位:円)

	予算(A)	決算(B)	差異(A-B)	備考
収入				
児童福祉事業収入	50,602,900	58,739,410	△ 8,136,510	
1 措置費収入	33,531,000	40,382,936	△ 6,851,936	
事務費収入	26,346,000	32,624,980	△ 6,278,980	
事業費収入	7,185,000	7,757,956	△ 572,956	
3 その他の事業収入	17,071,900	18,356,474	△ 1,284,574	
補助金事業収入	245,000	1,067,220	△ 822,220	
受託事業収入	16,826,900	17,281,290	△ 454,390	
内訳: 指定管理委託料 13,880,000円				
コロナ対策費町補助金(地方創生臨時交付金) 3,013,516円				
一時保護委託料(3月受託分) 387,774円				
その他の事業収入	0	7,964	△ 7,964	
障害福祉サービス等事業収入	40,163,730	36,853,726	3,310,004	
1 自立支援給付費収入	32,225,000	29,776,841	2,448,159	
介護給付費収入	1,000,000	1,043,868	△ 43,868	
障害児入所給付費収入	31,225,000	28,732,973	2,492,027	
3 利用者負担金収入	820,000	1,080,959	△ 260,959	
4 補足給付費収入	3,196,510	3,468,500	△ 271,990	
特定入所障害児食費等	3,196,510	3,468,500	△ 271,990	
5 特定費用収入	0	5,812	△ 5,812	
6 その他の事業収入	3,922,220	2,521,814	1,400,406	
補助金事業収入	1,067,220	0	1,067,220	
受託事業収入	2,855,000	2,521,814	333,386	
受取利息配当金収入	94	94	0	
その他の収入	230,000	93,000	137,000	
受入研修費収入	30,000	0	30,000	
利用者等外給食費収入	200,000	93,000	107,000	
雑収入	0	0	0	
事業活動収入計(1)	90,996,724	95,686,230	△ 4,689,506	
施設整備等補助金収入	3,318,780	3,318,780	0	
施設整備等補助金収入	3,318,780	3,318,780	0	
施設整備等収入計(2)	3,318,780	3,318,780	0	
拠点区分間繰入金収入	5,500,000	5,500,000	0	
つつじヶ丘学園拠点区分間繰入金収入	5,500,000	5,500,000	0	
その他の活動収入計(3)	5,500,000	5,500,000	0	
【資金収入合計】(4)=(1)+(2)+(3)	99,815,504	104,505,010	△ 4,689,506	
支出				
人件費支出	63,952,406	60,821,917	3,130,489	
事業費支出	15,458,000	10,718,136	4,739,864	
事務費支出	8,917,000	4,987,044	3,929,956	
その他の支出	200,000	93,000	107,000	
事業活動支出計(5)	88,527,406	76,620,097	11,907,309	
固定資産取得支出	10,197,098	8,349,098	1,848,000	
施設整備等支出計(6)	10,197,098	8,349,098	1,848,000	
積立資産支出	891,000	878,232	12,768	
拠点区分間長期借入金支出	0	0	0	
拠点区分間繰入金支出	200,000	200,000	0	
その他の活動費の支出計(7)	1,091,000	1,078,232	12,768	
【資金当期支出計】(8)=(5)+(6)+(7)	99,815,504	86,047,427	13,768,077	
翌月への繰越金(9)=(4)-(8)		18,457,583		
長期借入金(つつじヶ丘学園より借入)を除く収支		12,957,583		
指定管理者委託料及び長期借入金を除く収支		△ 3,935,933		

7 施設の工事・修繕等状況

(単位:円)

施設名	工事・修繕等名	費用額	備考
多良木学園	NTTOCN光工事	4,342	
	屋外コンセント設置及びテレビ出力コンセント設置	23,276	
	①女子棟外トイレ修繕及び男子棟内部金具取り替え ②男子棟洗濯排水吐水口取替	32,450	
	公用車修繕(ハイエース)	11,374	
	女子棟便座交換	7,980	
	無線ラン設置工事	77,000	
	相談室アンテナ工事(もみじの部屋)	15,730	
	アクリルガラス取替	33,000	
	女子トイレ換気扇修繕	6,930	
	ドアレール修繕	2,436	
	スプリンクラー給水装置部品交換	14,300	
	鍵穴取替一式	106,700	
	コロナ感染症予防対応プレハブ設置工事	7,496,928	
		1,819,510	令和3年度支出
合計	7,832,446	令和3年度支出分除く	

第3 監査の結果

1 担当課について

指定管理事務については、協定書及び仕様書に基づき適正に行われていたが、協定書の見直しや運営に当たって検討すべき事項が以下のとおり散見された。

(1) 協定書第5条(本施設の修繕、改修)

協定書第5条(本施設の修繕、改修)については、双方の負担割合を明確に定める必要がある。

(2) 協定書第16条(モニタリングの実施)

モニタリングの実施についても協定書どおり実施するとともに、アンケートの回収・集計は指定管理者(多良木学園)で行うのではなく担当課で行い、その結果を指定管理者に提供する方が望ましい方法と考える。

(3) 協定書第17条第3項(例月出納検査の実施)

例月出納監査を実施する旨の規定があるが実施されていないため、担当課としても指定管理者に実施を指導されたい。

(4) 備品の移管

町からの備品について移管されていなかったため、備品台帳を整理し、適切に移管されたい。

(5) 公用車の計画的な更新

学園に配備されている公用車2台とも取得後20年以上が経過し、走行距離も20万キロに達している車両もある。園生の送迎に使用されているため、園生の安全確保の観点から更新が必要である。なお、更新に当たっては、今後民営化されることから、リース契約での更新が望ましい。

2 指定管理者について

令和2年度における指定管理者に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているものと認められた。また、施設の管理に関しても不備な点は見当たらず、清掃等も確実に行われており、衛生面等にも配慮がされている。学園独自の避難訓練も実施しているほか、マニュアルを作成して職員の危機管理意識の向上にも取り組むなど緊急時への対応も十分なされている。今後は、地域の防災訓練にも参加するなど、地域との連携にも取り組んでいただきたい。

なお、改善を要すると見込まれる事項等については、以下のとおりである。

- (1) 協定書第5条に規定する「本施設の修繕、改修」に係る負担割合について明記されていないため、町と協議の上負担割合を明確にすべきである。
- (2) 協定書17条第3項に例月出納検査の規定があるが、例月出納検査は実施されておらず、監事による年1回の検査のみとなっていることから、監事と協議し例月出納検査を毎月実施する必要がある。
- (3) 多良木学園の施設は建設後10年を経過し、修繕を必要とする箇所も見受けられることから、園生の安全確保の観点から、修繕等が必要な箇所については、町担当課と協議し、修繕計画を策定する必要があると思料する。

第4 まとめ

- (1) 多良木学園の運営に当たっては、施設の維持管理を適切に実施し、施設の管理に万全を期し、利用者が安心・安全に過ごせる環境づくりを図るとともに、地域の特性を生かした魅力あるサービスの提供に努めており、利用者の保護者からのアンケート結果を見ても同学園に預けて良かったとの評価を得ているなど、指定管理者の運営が適切に行われている。
- (2) 令和2年度の同学園の収支は、指定管理委託料を含んだところではあるが、約18,000千円の黒字となっている。これは、軽微な修繕等は学園の職員自身で修繕を行うなど、民間ならではのコスト意識をもって経費削減に取り組んだことが要因の一つと考えられるが、一方で学園職員の給与水準が同じような施設の標準的な給与より低く抑えられていることが大きな要因と考えられる。今後、職員の確保のため、給与水準の引き上げを行わざるを得ないことも見込まれることから、令和3年度以降継続して黒字を維持できるかは不透明な状況である。
- (3) 同学園は、指定管理期間終了後、民営化される予定であり、同学園が安定した運営が行われるよう更なる経営努力が期待される場所であるが、同学園の指定管理委託については、町直営事業で見直し等が必要な事業のモデルになり得ることから、民営化後も同学園の運営方法や経営状況を注視していくことが必要と考える。